

学校法人中村産業学園任期付教員に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下、「法」という。）第1条に基づき、九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部（以下、「本学」という。）の教育研究の活性化のために多様な知識又は経験を有する人材の受入れ及び学術的交流を図り、もって本学の教育研究の進展に寄与することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、法5条第2項の規定に基づき、学校法人中村産業学園（以下、「学園」という。）が任期を定めて労働契約を締結する教員（以下、「任期付教員」という。）について必要な事項を定める。

(対象職名等)

- 第2条 法第4条第1項の規定に基づく本学における任期付教員の職名、所属組織、任期及び更新（再任の可否）については、別表第1号及び第2号のとおりとする。
- 2 本規程の適用を受ける任期付教員が、本学に在学している間に学園との間で締結した期間に定めのある労働契約については、本学に在学している期間は別表第1号及び第2号に規定する通算契約期間に算入しない。

(雇用される者の同意)

- 第3条 学園は、任期付教員を雇用する場合は、雇用される者の同意を得なければならない。

(採用等)

- 第4条 任期付教員の採用については、別に定める「教職員の採用及び任用の手續基準に関する規程」及びその他関連する諸規程の定めるところによる。
- 2 任期付教員の労働条件は、学校法人中村産業学園就業規則及びその他関連する諸規程の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期付教員を雇用するときには雇用契約書を締結し、契約に定める内容を優先する。

(規程の公表)

- 第5条 この規程は、本学ホームページ等に掲載し、広く周知する。

(規程の改廃)

- 第6条 この規程の改廃は、理事小委員会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表第1号及び別表第2号に規定する任期の通算年数は、平成25年4月1日からの年数を通算する。
なお、雇用契約が締結されていない期間が連続して6月以上ある場合、それ以前の任期は通算しない。
- 3 平成29年4月1日において任期が3年を超える者が契約を更新する場合、以降の任期は3年以内とする。

別表第1号（法第4条第1項第1号関係）

九州産業大学

職名	所属組織	任期	再任の可否	
教授、准教授、 専任講師及び助手	各学部 各研究科 各センター 美術館 学術研究推進機構	3年以内	可	最初の任期を含め通算最長10年まで
特任教員 (助教除く)				
常勤講師				
客員教員				
大学院客員教授				
非常勤講師				

九州産業大学造形短期大学部

職名	所属組織	任期	再任の可否	
教授、准教授、 専任講師及び助手	造形芸術学科	3年以内	可	最初の任期を含め通算最長10年まで
特任教員 (助教除く)				
客員教員				
非常勤講師				

別表第2号（法第4条第1項第2号関係）

九州産業大学

対象職名	所属組織	任期	再任の可否	
助教 特任助教	各学部 各研究科 各センター 美術館 学術研究推進機構	3年以内	可	最初の任期を含め通算最長10年まで

九州産業大学造形短期大学部

対象職名	所属組織	任期	再任の可否	
助教 特任助教	造形芸術学科	3年以内	可	最初の任期を含め通算最長10年まで